

除雪機による死亡・重傷事故を防ごう！ ＝正しく、安全に使用してください＝

昨年の冬は大雪の影響で、除雪機による死亡・重傷事故が過去10年間で最も多く発生しました。(令和2年度の死亡事故件数は7件、重傷事故件数は5件)。今年の冬も新型コロナの影響で除雪作業の担い手が不足し、高齢の方や作業に慣れない方が作業をする地域も多くあると見込まれます。除雪機は取扱上の注意を守り、安全機能の無効化は絶対にやめましょう。使用に当たっては、周囲の環境に注意し、家族や近隣で声かけをしましょう。

【使用時に気を付けるポイント】

- ◎走行する際は、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の壁や障害物に十分注意する。
- ◎デッドマンクラッチ機構などの安全機能を正しく使用する。
- ◎雪詰まりを取り除く際は、必ずエンジンを切り、エンジンや回転部の停止を確認してから行う。また、直接手で行わず、雪かき棒を使用する。
- ◎物置で除雪機を使用中に一酸化炭素中毒で死亡する事故が発生しています。作動中の除雪機の排気には一酸化炭素が多く含まれているため、屋内で作動させることは大変危険です。



【連絡先】 ◎困ったときは、まず、相談を！

- ・消費者ホットライン(局番なし) 188(函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります)
- ・北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999(平日9:00~16:30)
- ・長万部町産業振興課 ☎2-2455

働いている調理師の皆様は従事者届を提出してください

○調理師法の規定により、2年に1回の提出が義務づけられています

●対象となる調理師 令和4年12月31日現在、調理業務に従事している調理師

●届出期日 令和5年1月15日(日)まで

●届出方法

①QRコードからの届出

(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)

URL <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=oRTBL5bX>

②届出用紙による届出

・用紙配布と提出先 北海道全調理師会木古内支部

〒049-1512松前郡松前町字福山29番地2 旧和風小料理さくら亭

☎080-1866-3810

※用紙は北海道のホームページからもダウンロード可能

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/sikaku/chourishisyuugyouh30.html>

●お問い合わせ先

・北海道全調理師会木古内支部 ☎080-1866-3810

・北海道八雲保健所 ☎0137-63-2168 今金支所 ☎0137-82-0251



(有料広告)

雪かき、屋根の雪下ろし請け負います！

作業員1人・1時間 3,500円(屋根の雪下ろしは基本作業員2人作業になります。)

機械を使つての除雪、排雪も承ります。

なかのリホーム 代表：中野 準 長万部町曙町4-39

TEL：01377-6-7242 090-7513-9134(代表携帯)

